

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35 % 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 0 円 活動 1 日あたり 0 円 (または、活動 1 時間あたり) 0 円 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35 % 手数料負担者は 求人者 とします。

就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の <u>35 %</u> 手数料負担者は関係雇用主とします。
上記手数料の返戻金制度	当社の紹介により、就職した者が入社 3 ヶ月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返戻します。 1. 入社後 1 カ月未満に雇用契約が終了した場合 紹介料の 70 % 2. 入社後 1 カ月以上 3 カ月未満に雇用契約が終了した場合 紹介料の 40 % ただし、求職者の責に帰さない事由で短期離職をすることとなった場合においては、この返戻金制度は適用しません。 また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※上記手数料表は上限であり、別途求人者と契約書等で定める手数料が優先されます。

許可番号 23-ユ-302689

事業所の名称及び所在地 株式会社フォープラン

愛知県名古屋市東区白壁二丁目 1 番 20 コンセール白壁 6 階